

福山市高齢者保健福祉計画 2027 の策定について

- (第 1 1 次福山市高齢者保健福祉計画)
- (第 1 0 期福山市介護保険事業計画)
- (第 1 期福山市認知症施策推進計画)

1 策定の趣旨

本市では、高齢者の保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進を目的として「福山市高齢者保健福祉計画」を3年に1度策定している。

現役世代人口が急速に減少する中、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者や認知症高齢者、独居高齢者の増加が見込まれる2040年（令和22年）を見据え、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の構築や地域包括ケアシステムの深化に向けた具体的な取組内容や目標を定める計画とし、2027年度（令和9年度）から2029年度（令和11年度）までの3か年を計画期間とする「福山市高齢者保健福祉計画2027」を策定するものである。

2 法令の根拠等

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項の規定に基づく市町村認知症施策推進計画として一体的に策定するものである。

○老人福祉法（昭和38年法律第133号）（抄）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（市町村介護保険事業計画）

第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）（抄）

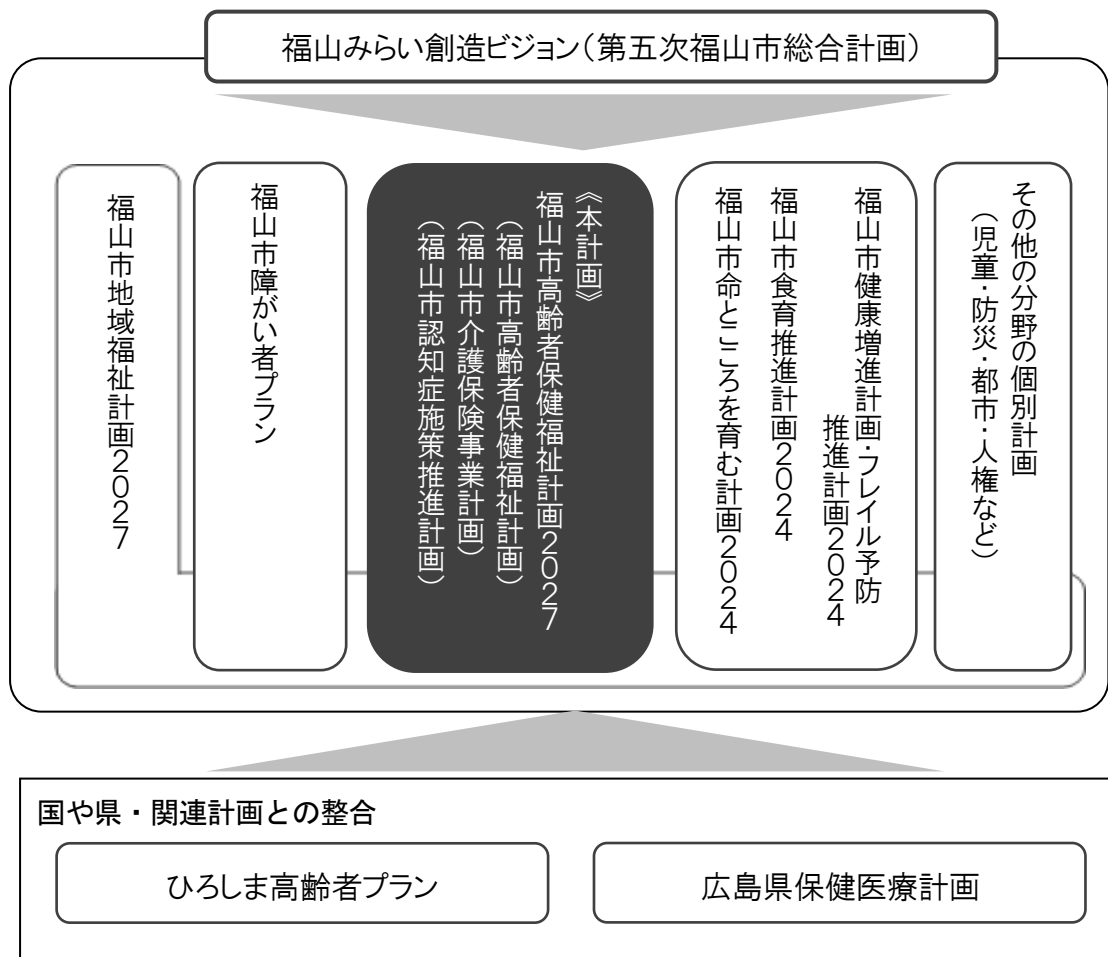
第13条第1項

（市町村認知症施策推進計画）

市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 他の計画との関連

本計画は、「福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画）」のもとに、本市の各計画の福祉に関する事項を横断して地域福祉の仕組みづくりに取り組む「福山市地域福祉計画」、本市の他の関連する計画及び広島県などの各種計画と整合性を図りながら策定する。



4 計画の策定体制

計画案の作成に当たっては、高齢者の実態やニーズを把握するための実態調査を活用するとともに、行政内部だけでなく幅広い意見を反映させていく必要があることから、関係団体等との意見交換会やパブリックコメントを実施するとともに、本審議会に計画案を諮問することとする。

5 スケジュール (予定)

	実態調査	計画策定	社会福祉審議会	意見の反映
12月 ↓ 3月	実施 集計 分析			
4月	考察	骨子の検討		
5月			全体会 ※諮問	
6月				
7月				関係団体等 意見交換会
8月		素案の検討		
9月			審議予定	
10月				
11月			審議予定	
12月		最終調整		パブリックコメント
1月				
2月			審議予定 答申	
3月		計画確定		